

評議委員会規程改定(案)について

1. 改定(案)要覧

改定(案)	現行	改定の趣旨及び目的
<p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)理事会内規第14条に基づき設置する評議委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。<u>JPNIC理事会内規において定義されている用語がこの規程において用いられているときは、当該用語は、この規程において別段の定義をしている場合および文脈上別異に解すべき場合を除き、この規程においてもJPNIC理事会内規所定の意味を有する。</u></p> <p>(評議委員会の設置) 第2条 評議委員会は各検討委員会から報告・提案された検討結果につき、総合的観点から調整、検討のうえ、理事会に提案すること目的として設置される。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)理事会内規第15条に基づき設置する評議委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(評議委員会の設置) 第2条 評議委員会は理事会内規第17条第1項に基づき各検討委員会から報告・提案された検討結果につき、総合的観点から調整、検討のうえ、理事会に提案すること目的として設置される。</p>	<p>理事会内規改定に伴い、理事会内規参照先を変更。さらに規程で用いられる用語についての記述を、理事会内規との関連性を明示化するために「JPNIC理事会内規において定義…」以下の文言を追加。</p> <p>第1条において、評議委員会は理事会内規に基づき設置されることが包括的に明示されているため、現行規程内、「理事会内規第17条第1項に基づき」の部分を削除。</p>

2. 改定案

評議委員会規程（案）
（2001年5月30日制定）
（2002年5月23日改定）

（目的）

第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）理事会内規第14条に基づき設置する評議委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。JPNIC 理事会内規において定義されている用語がこの規程において用いられているときは、当該用語は、この規程において別段の定義をしている場合および文脈上別異に解すべき場合を除き、この規程においても JPNIC 理事会内規所定の意味を有する。

（評議委員会の設置）

第2条 評議委員会は各検討委員会から報告・提案された検討結果につき、総合的観点から調整、検討のうえ、理事会に提案すること目的として設置される。

（評議委員会の提案の効力）

第3条 評議委員会の提案は、理事会に対する勧告的意見として効力を有し、理事会は、最大限提案の趣旨を尊重しなければならない。

（委員長）

第4条 評議委員会の委員長は、理事会において評議委員会メンバーの中から選任する。

（リエゾンメンバー）

第5条 評議委員会リエゾンメンバーは、理事会が必要と考える団体を決定し、理事会の指名またはその団体からの推薦に基づき委嘱を行う。

2 評議委員会リエゾンメンバーは、議決権を有しない。

（副委員長）

第6条 評議委員会は、必要に応じて、副委員長をおくことができる。

2 副委員長は、理事会において評議委員会メンバーおよびリエゾンメンバーの中から選任する。

3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。

(評議委員会構成員以外の者の出席)

第 7 条 評議委員会が必要と認めた者は、評議委員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 8 条 評議委員会のメンバーの任期は、メンバーである執行理事の任期の満了すべきときまでとする。

2 評議委員会のリエゾンメンバーの任期は、1 年とする、ただし、リエゾンメンバーが就任した時点で、メンバーである執行理事の任期の残期間が 1 年未満である場合には、リエゾンメンバーの任期は、メンバーである執行理事の任期の満了すべきときまでとする。

(評議委員会の開催等)

第 9 条 評議委員会は、2 か月に 1 度定例委員会を開催し、必要に応じて臨時委員会を開催することができる。

2 評議委員会は、委員長が招集する。検討委員会委員長から評議委員会開催の要請があった場合には、評議委員長はその適否を判断し、必要と考える場合は、評議委員会を招集する。

3 評議委員会の議長は、委員長がつとめる。

(定足数)

第 10 条 評議委員会は、評議委員会メンバーの 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 11 条 評議委員会の議事は、出席した評議委員会メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 評議委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は以下の方法による。議長が、投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、評議委員会メンバーの過半数の賛成をもって決する。投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。

(公開の原則)

第 12 条 評議委員会は、公開で開催することを原則とする。あらかじめ申し込みを行った者は、評議委員会を傍聴することができる。ただし、評議委員会は、やむ

を得ない事由ですべての希望者に傍聴を認めることが難しい場合には、公平な方法によって傍聴者の数を制限することができる。

第 13 条 第 11 条の規定にかかわらず、評議委員長が必要と認めた場合、傍聴者の退席を求めることができる。

(規程の変更)

第 14 条 この規定の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2001年5月30日から施行する。
- 2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。